

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画空港前第二土地区画整理地区地区計画を次のように決定する。

| | | |
|-----------------|--|--|
| 名 称 | 空港前第二土地区画整理地区地区計画 | |
| 位 置 | 福岡市博多区空港前五丁目の一部 | |
| 面 積 | 約0.6ha | |
| 地区計画の目標 | <p>当地区は、福岡空港の東方約700m、本市都心部から東方に約5kmに位置する丘陵地であり、都心に近く地下鉄福岡空港駅から徒歩圏にある、交通利便性の高い地区である。また、市内最大規模の運動公園である東平尾公園に近く、周辺には池や緑地があり、自然環境と立地条件に恵まれた地域である。</p> <p>当地区では、土地区画整理事業による宅地開発がなされており、都心に近い良好な低層住宅地として、周辺の自然環境との調和と、多様な世代が住み続けられる快適で住みやすい住環境の形成を図るとともに、将来にわたってこれらの環境を保全することを目標とする。</p> | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 土地利用の方針 | 都心に近い良好な低層住宅地として、周辺の自然環境に調和しつつ、多様な世代が住み続けられる快適で住みやすい住環境の形成・保全を図る。 |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>良好な低層住宅地の環境の形成・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>周辺の自然環境に調和した街並みの形成・保全を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> |

| | | |
|--------|----------------|---|
| 地区整備計画 | 面 積 | 約0.6ha |
| | 建築物等の用途の制限 | <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(ろ)項に掲げる建築物 ただし、寄宿舍、下宿並びに床若しくは壁で区画された住戸の数が3以上の共同住宅又は長屋を除く。</p> <p>(2) 自動車車庫で床面積の合計が20m²以内のもの</p> <p>(3) 倉庫で床面積の合計が20m²以内のもの</p> |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>165m²</p> <p>ただし、土地区画整理事業による換地処分又は仮換地の指定の際、現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこの規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、この限りではない（この規定に適合するに至ったものを除く。）。</p> |
| | 建築物等の高さの最高限度 | 建築物の高さは、10m以下とする。 |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、原色を避け、落ち着いた色彩とするなど周囲の景観に配慮したものとする。 |
| | 垣又はさくの構造の制限 | <p>道路境界に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣、若しくはフェンス、鉄さく等透視可能なものにあわせて植栽を施したものとするなど、緑化に配慮したものとし、コンクリートブロック又はこれに類するものを設置してはならない。</p> <p>ただし、門柱及び意匠上これに附属する部分、並びにフェンスの基礎等に用いるためのコンクリートブロック又はこれに類するものについては、この限りではない。</p> |

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

当地区では、土地区画整理事業による宅地開発がなされており、都心に近い良好な低層住宅地として、周辺の自然環境に調和しつつ、多様な世代が住み続けられる快適で住みやすい住環境の形成・保全を図るため、本案のとおり決定するものである。

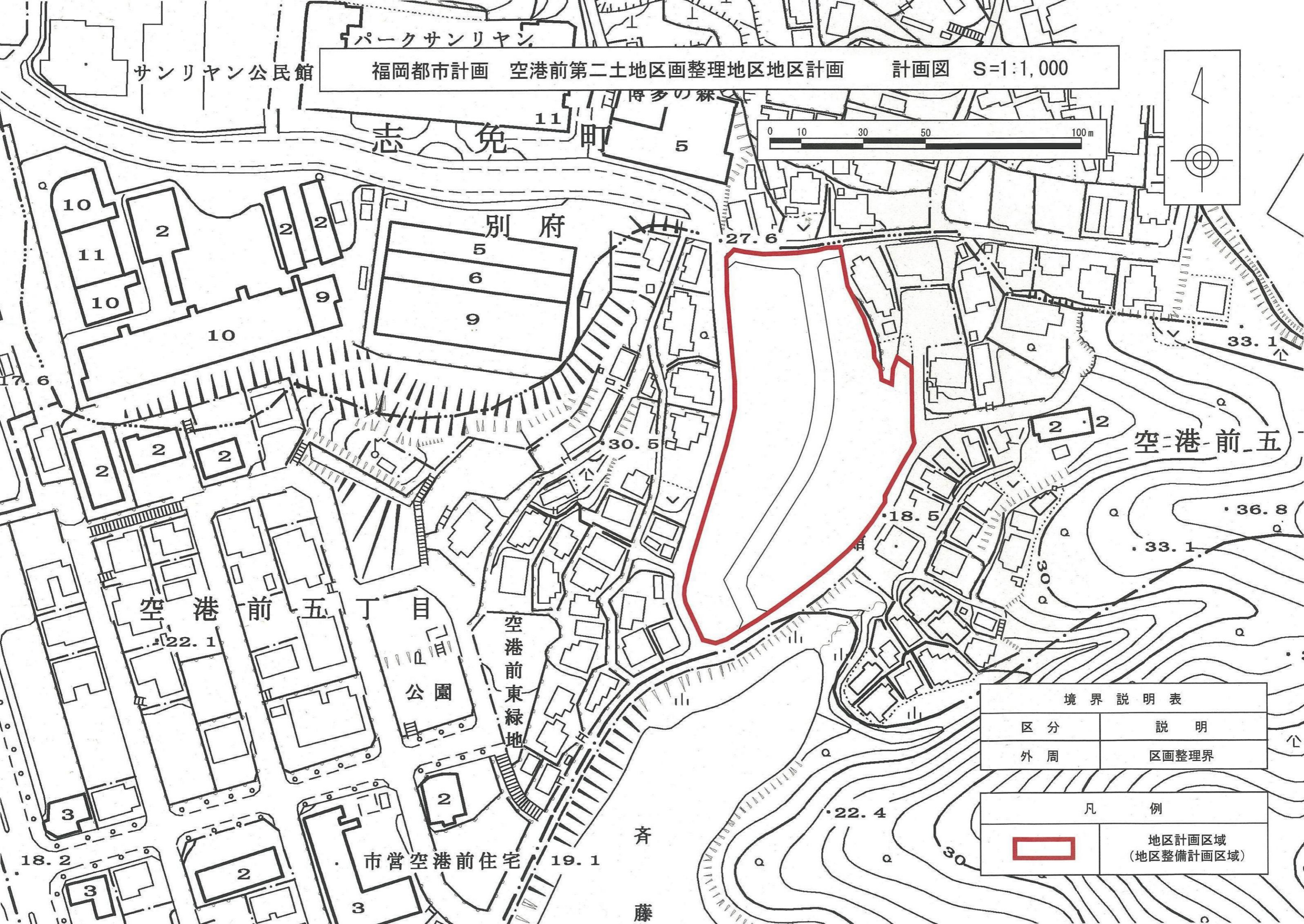
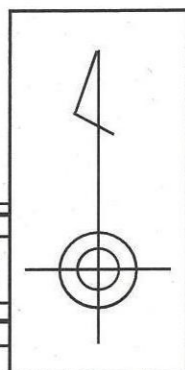
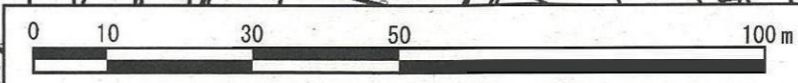
サンリヤン公民館

パークサンリヤン

福岡都市計画 空港前第二土地区画整理地区地区計画 計画図 S=1:1,000

志免町

博多の森



空港前五

空港前五丁目

公園

空港前東緑地

市営空港前住宅

齊藤

境界説明表

| 区分 | 説明 |
|----|-------|
| 外周 | 区画整理界 |

凡例

| | |
|--|----------------------|
| | 地区計画区域 (地区整備計画区域) |
|--|----------------------|